

# 1. 公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料1-4

## (1) 処遇改善等加算について

加算名称	既存園	※1 新設園（認可化園含む）
処遇改善等加算Ⅰ	<u>令和4年度に認定された加算率を上限として、任意の率（8%以上）で請求</u>	賃金改善やキャリアアップの取り組み予定を踏まえた上で、 <u>8%</u> で請求
処遇改善等加算Ⅱ	<u>令和4年度に認定された加算対象職員数（人数A・人数B）により暫定的に請求</u>	
市処遇改善等加算Ⅱ	<u>令和4年度に認定された加算月額を上限として、施設が必要とする額を暫定的に請求</u>	<u>※2 正式な認定をするまでの間は、請求できない（正式な認定後、遡及して請求）</u>
処遇改善等加算Ⅲ・市処遇改善等加算Ⅲ	<u>令和4年度請求の算定に用いた「平均年齢別利用子ども数」・「対象職員数」に基づき暫定的に請求</u>	

※1 令和5年度から本加算を申請する既存園を含む

※2 正式な認定について…処遇Ⅰ⇒6月以降を予定・処遇Ⅱ・Ⅲ⇒9月以降を予定

# 1. 公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料1-4

## (2) 賃借料加算について

加算名称	既存園 (異動無)	※既存園 (異動有)	新設園 (認可化園含む)
賃借料加算	令和4年度までの認定内容に基づき請求	<u>令和4年度までの認定内容に基づき暫定的に請求</u>	暫定的に請求
市賃借料加算	公定価格に同じ	公定価格に同じ	<u>正式な認定をするまでの間は、請求できない</u> (認定後、遡及して請求)

※既存園(異動有)・・・賃借料・定員数の変更等により、市が定める加算上限額に異動が生じる施設

### 【令和5年度の認定について】

既存園(異動有)及び小規模移行園を含むについては、令和5年6月頃に認定を行い、7月以降に遡及して請求していただくことを予定しています。

申請書類の提出期日は5月下旬を予定していますが、改めて別途通知します。

# 1. 公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料1-4

## (3) その他①

加算名	正式な認定をするまでの暫定的取扱い	認定時期（予定）
減価償却費加算	既に認定済みの園は請求できる。認定がされていない該当園は申し出により請求可	6月末
管理者未配置減算	管理者を配置していない場合に適用される	随時
土曜日閉所減算	土曜日に施設を閉所する場合にその日数に基づき請求	随時
冷暖房費加算	全園加算有として請求可	認定不要
3月加算	施設機能強化推進費加算、第三者評価受審加算については、認定までの間は、請求不可	2月末
栄養管理加算	職員配置状況に応じて請求可	10月末

# 1. 公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

資料1-4

## (3) その他③

加算名	正式な認定をするまでの暫定的取扱い	認定時期（予定）
補足給付費	生活保護世帯の子どもがおり、実費徴収額の減免を行っている場合には、全施設請求可	認定不要
延長保育費	利用登録児数に応じて当初請求可、追加請求時に利用実績に基づき精算 ただし、保育料免除加算分については、実績取込み後の追加請求から請求可。障害児加算分については、障害児保育費の認定をするまでは請求不可	認定不要
市職員雇用費等	職員配置状況に応じて請求可 ただし、産休等代替臨時職員雇用費については、都度、別途認定申請が必要	認定不要 (産休代替を除く)
嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費	全園加算有として請求可 ただし、入園前健康診断は2月のみ請求可 歯科検診事業費は実施月に請求可	認定不要

## 2. 令和5年度の追加請求について

令和5年度の追加請求については、  
令和5年度処遇改善等加算率の認定がされた後の7月から行えるものとします。

